

平成 2 3 年度

県の予算編成に対する要望書

川 崎 市

川崎市政の推進につきましては、日ごろから格別の御高配を賜り厚く御礼申し上げます。

地方分権の時代にふさわしい、自らの責任と判断による魅力ある地域づくりを推進するためには、国から地方へのさらなる権限と税源の移譲を進めるとともに、地方自ら簡素にして効率的な行財政システムを確立する必要があります。

本市におきましても、平成23年度からの「第3期実行計画」や「新たな行財政改革プラン」の策定を進めるなど、川崎再生から「新たな飛躍」へ向けた施策及び一層の行財政改革に全庁をあげて取り組んでいるところです。

こうした中、拠点整備事業の推進や県民の生活向上に寄与する事業などを実施するに当たっては、県において策定が予定されている平成23年度からの「神奈川力構想・実施計画」の中に、今後位置付けていただくなど、県と綿密な連携を図りながら進めなければならない課題が多くあります。

県におかれましても、誠に厳しい財政状況にあることは承知いたしておりますが、広く県民のためとなる事業の実施に支障を生じさせないためには、県の御理解と御協力が是非とも必要でございます。ここに掲げました要望事項は、それらを厳選したものですので、趣旨を御理解の上、平成23年度の県予算編成にあたりまして、特段の御配慮をされますようお願い申し上げます。

平成22年11月

川崎市長 阿部孝夫

要 望 事 項

重 点 要 望 1

- 1 拠点地区等の整備について 2
- 2 臨海部の活性化に向けた拠点形成及び基盤整備の推進について 4
- 3 新川崎・創造のもり地区における
 ナノ・マイクロ産学官共同研究開発拠点の形成について 8
- 4 特別支援学校の整備について 10
- 5 社会福祉施設等の整備に関する県有財産の貸付制度の創設について 12
- 6 県単独補助事業における補助基準の格差是正等について 14
- 7 法人県民税及び法人事業税の超過課税について 16

I 県費補助に関する要望

- 1 五反田川放水路整備事業について 20
- 2 地籍調査事業について 22
- 3 緑地保全施策の推進に対する財政支援について 24
- 4 消防施設及び設備の整備について 26

II 県の施策に関する要望

- 1 太陽光発電の導入促進について 30
- 2 川崎縦貫高速鉄道線などの広域公共交通機関の整備について 32
- 3 川崎市内における県施設等の活用について 34

平成23年度 県の予算編成に対する重点要望

本市では、「新総合計画・川崎再生フロンティアプラン」において、広域的視点を踏まえた各拠点の魅力の創出と、市内各地域の自立と連携をバランスよく進め、「広域調和・地域連携型」の都市構造の構築を目指しています。

その中で、小杉駅周辺地区については、民間活力の活用や投資の集中などにより、個性と魅力にあふれた拠点形成を進めています。また、臨海部については、我が国経済を牽引するライフサイエンス・環境分野の国際競争拠点の形成、総合的な交通ネットワークの形成を進めています。加えて新川崎・創造のもり地区では、環境、ライフサイエンスなどの多くの産業分野で活用が期待されているナノテクノロジー分野に特化した産学官共同研究拠点の形成を進めています。

これらの事業の効果として、県税の増収が期待できるほか、県内への経済波及効果も大きなものがあると考えられます。県にとって効果の大きい事業を重点的に推進するという観点から、予算措置にあたっては、各年度の補助率や地域割等に捕らわれることなく、事業の進展に合わせた柔軟な対応をしていただきますようお願いいたします。

また、本市では、「人を育て心を育むまちづくり」の一環として特別支援教育の推進も図っております。特別支援学校の設置といった、県における対応が求められる事業も進めてまいりますので、県においても財政措置など必要な対応を講じられるようお願いいたします。

加えて本市では、就労環境の変化、高齢化の進展などから、保育所や特別養護老人ホーム等の整備が喫緊の課題となっており、着実な施設の整備に向けた用地等の確保が必要でありますので、県有財産の貸付制度を創設いただけるようお願いいたします。

また、県単独補助事業の中に、政令指定都市とその他の市町村との間で補助率等において格差が設けられているものがありますが、本市の市民が他の市町村民と同様の県税負担をしていることを考慮しますと、これは大変憂慮されることですので、制度の早急な見直しをお願いいたします。

なお、現在、延長を予定している法人県民税及び法人事業税に係る超過課税については、超過課税の市域内税収額を踏まえ、適切に配分されるようお願いいたします。

拠点地区等の整備について

■ 要望事項

小杉駅周辺地区市街地再開発事業、鹿島田駅西部地区市街地再開発事業、優良建築物等整備事業について、事業の進捗に応じた財政措置を要望する。

■ 要望の背景

- 本市では、「広域調和・地域連携型」都市構造の構築をめざし、市外の隣接都市拠点と適切な機能分担を行いながら、地理的条件や交通機能などを踏まえ、民間活力を活かした個性と魅力にあふれた広域拠点の形成や、市内の主要ターミナル駅などを中心に商業・業務機能の育成を図り、活力とうるおいのある地域生活拠点の形成をめざしています。
- これらのまちづくりを推進するためには、共同化や敷地の高度利用を図って地域に必要な都市基盤の整備や都市機能の集積や魅力あるまちづくりを進めることが重要であり、そのためには、市街地再開発事業や優良建築物等整備事業を活用し事業を推進していく必要があります。

■ 要望額

(単位：千円)

事業名及び地区名	平成23年度 事業費	県負担額	着工 年度	完了 年度
合計	1,663,950	752,175	-	-
小杉駅周辺開発事業関連	1,455,850	648,125	-	-
武蔵小杉駅南口地区西街区	478,800	159,600	H17	H25
武蔵小杉駅南口地区東街区	264,600	132,300	H21	H26
小杉町3丁目中央地区	712,450	356,225	H20	H26
鹿島田駅周辺開発事業関連	122,100	61,050	-	-
鹿島田駅西部地区	122,100	61,050	H19	H26
優良建築物等整備事業関連	86,000	43,000	-	-
戸手4丁目北地区	7,000	3,500	H23	H25
川崎駅北口地区第2街区10番地地区	73,000	36,500	H20	H23
川崎駅北口地区第2街区11番地地区	6,000	3,000	H21	H23

■ 効果等

- 駅前広場や道路が整備されるなど県民の利便性向上が図られ、また、既成市街地の整備・改善を進めることにより、良好な都市環境の形成が図られます。



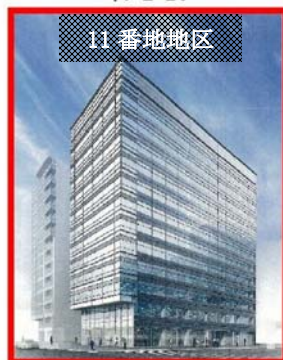
武蔵小杉駅周辺の市街地再開発事業
 【武蔵小杉駅南口地区西街区・東街区・小杉町3丁目中央地区】

鹿島田駅周辺の市街地再開発事業
 【鹿島田駅西部地区】



川崎駅周辺の優良建築物等整備事業
 【川崎駅北口地区10番地・11番地地区】

優良建築物等整備事業
 【戸手4丁目北地区】



この要望文の担当課/まちづくり局市街地開発部市街地整備推進課 TEL 044-200-3009
 まちづくり局市街地開発部小杉駅周辺総合整備室 TEL 044-200-2933
 まちづくり局市街地開発部新川崎・鹿島田駅周辺整備事務所 TEL 044-544-5241

臨海部の活性化に向けた拠点形成 及び基盤整備の推進について

■ 要望事項

- 1 殿町3丁目地区では、京浜臨海部の産業集積を生かし、羽田空港の24時間国際空港化の時機を捉え、我が国経済を牽引するライフサイエンス・環境分野の国際競争拠点を形成するため、国際戦略総合特区の導入をめざしており、県においても、主体的な役割を果たすとともに、積極的な支援・協力を要望する。
- 2 臨海部における羽田連絡道路や臨港道路東扇島水江町線等を含む総合的な交通ネットワークの形成に向け、国や横浜市と連携した基盤整備の促進に向けた取組などに関して、積極的な協力を要望する。

■ 要望の背景

1 国際競争拠点形成

- 国際拠点空港化を進めている羽田空港の対岸に位置する川崎臨海部では、ライフサイエンス及び環境分野の高度な技術を有する企業、研究機関等の更なる集積を促進することなどにより、先端的な研究開発拠点の形成を図り、我が国経済を牽引する国際競争拠点としての確立を目指しています。
- とりわけ神奈川口構想の中核を担う3丁目地区では、「(仮称)再生医療・新薬開発共同研究センター」が着工され、「環境総合研究所」「(仮称)健康安全研究センター」等が入居する「(仮称)産学公民連携研究センター」の平成24年度完成を目指して、準備を行っています。

- 羽田空港の再拡張・国際化に伴い、羽田連絡道路の整備とともに、新たな交流拠点や魅力ある集客拠点の形成を図ることが求められています。

2 総合的な交通ネットワーク

- 川崎臨海部を含む京浜臨海部地域は、陸海空の交通結節点でもあることから物流機能の集積が見られるところです。京浜三港は、合理的な施設及び機能の配置や貨物集荷等に係る諸施策を展開しており、世界トップレベルの港湾を目指しています。
- こうした経済活動を支える交通インフラは内陸部への交通集中による恒常的な渋滞や沿道環境の悪化が課題となっており、臨海部各地区へのアクセス改善など安全かつ円滑な交通機能の確保が求められています。
- 現在、臨港道路東扇島水江町線の整備については、国や関係機関等と協議・検討が進んでいますが、今後は、羽田連絡道路をはじめ、東海道貨物支線の貨客併用化、川崎アプローチ線の整備に向けた取組とともに、臨海部とのバスアクセスの改善等についても、関係機関と協議・検討を進めていく必要があります。

殿町3丁目地区におけるR&D拠点構想図



(仮称) 産学公民連携研究センター
 [(仮称) 健康安全研究センター・環境総合研究所]
 ・着工：平成23年度、竣工：平成24年度予定
 ・実施主体 整備：民間事業者、運営：川崎市

(仮称) 再生医療・新薬開発共同研究センター
 ・竣工：平成23年3月予定
 ・実施主体 財団法人実験動物中央研究所、慶應義塾大学医学部

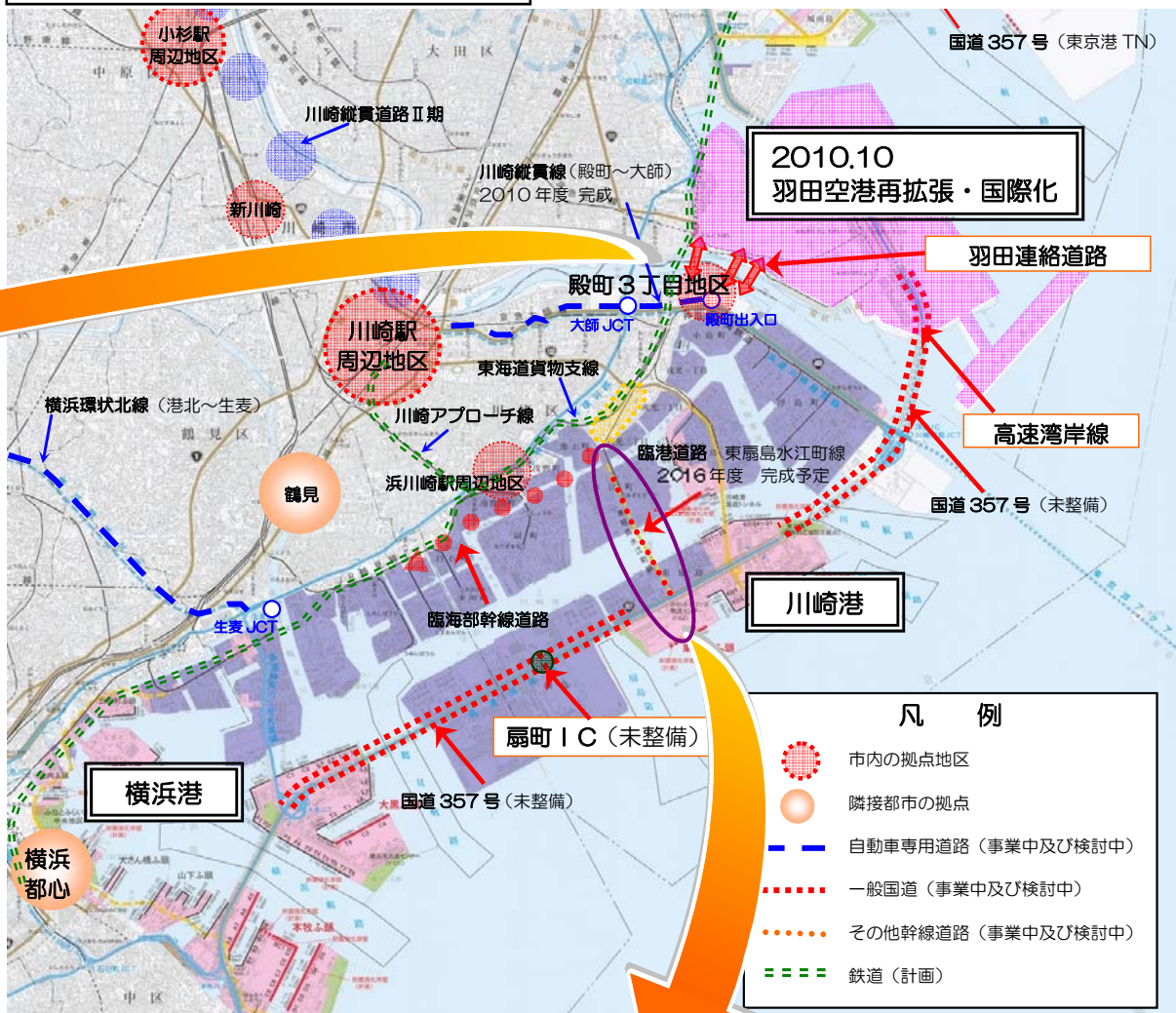
医薬品研究開発拠点施設
 ・実施主体 製薬企業、(財)実験動物中央研究所、大学医学部、バイオベンチャーが参画予定

分析機器等研究開発拠点施設
 ・実施主体 民間事業者

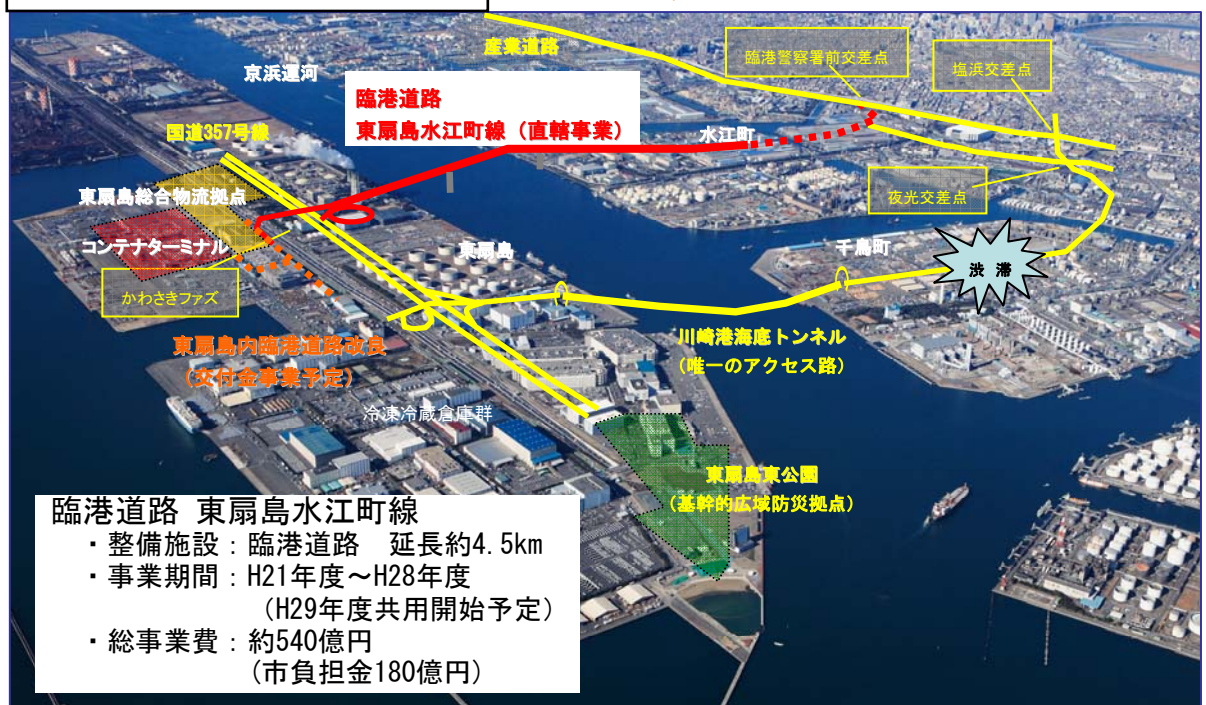
共同利用型放射線がん治療拠点施設
 ・実施主体 民間事業者

※ 多摩川を渡河する連絡道路の整備に向けて、国や川崎市を含む関係自治体などにより、概略ルート（上流側・中央・下流側の3案 図上の（←→）や構造についての検討が進められている。

川崎臨海部地域整備概要図



臨港道路東扇島水江町線



新川崎・創造のもり地区におけるナノ・マイクロ 産学官共同研究開発拠点の形成について

■ 要望事項

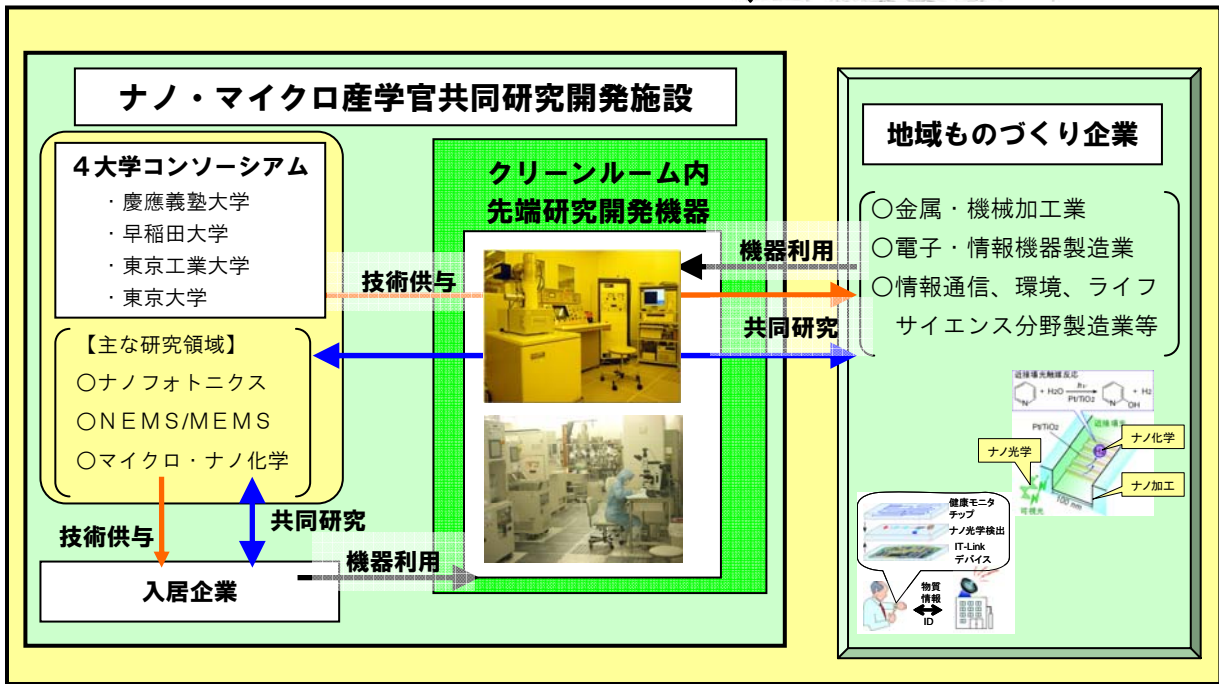
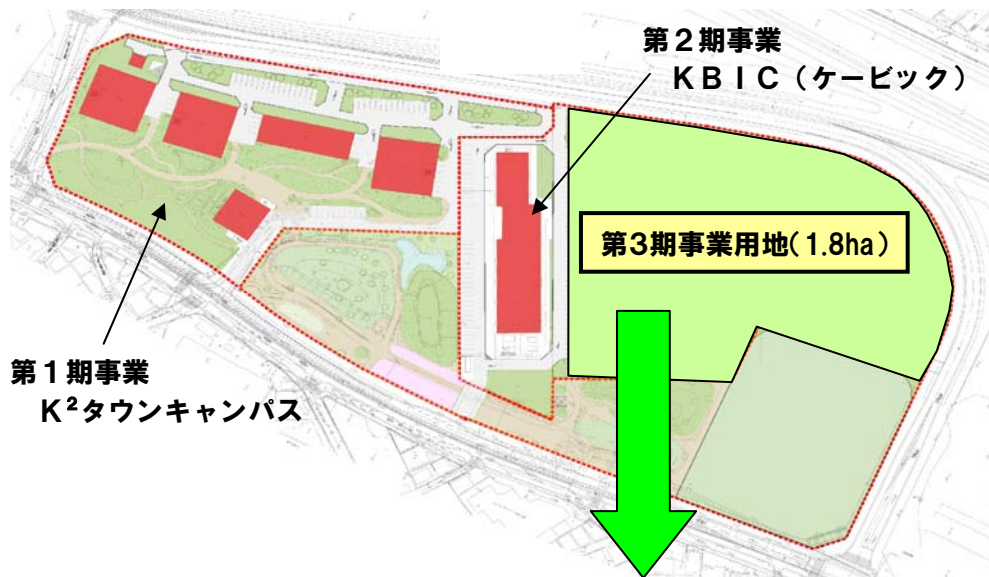
環境、ライフサイエンスなど多くの産業分野で活用が期待されているナノテクノロジー分野に特化した産学官共同研究拠点の形成は、広く県域の企業及び大学等の研究開発に寄与し、県内の経済発展に資することから、積極的な協力を要望する。

■ 要望の背景

- ものづくり都市として日本の高度成長を支えてきた川崎市は、この間に培われた人材や産業の集積を活かしつつ、世界的なハイテク企業や研究開発機関が多く立地する国際的な先端産業・研究開発都市へと変貌を遂げています。
- 新川崎・創造のもり地区においては、産業界、大学及び市民の連携により、新しい科学・技術や産業を創造する研究開発拠点の形成と次代を担う子どもたちが科学・技術への夢を育む場づくりを目指して、慶應義塾大学の先導的研究施設「K2タウンキャンパス」及びベンチャービジネス創出拠点「かわさき新産業創造センター(KBIC)」を中心とした研究開発クラスターの形成が進行しております。
- 特に、4大学ナノ・マイクロファブ리케이션コンソーシアム（東大、東工大、早大、慶大）は、KBICにおいて、県の協力のもと最先端機器を導入し、ナノテクノロジー分野に特化した共同研究体制を構築しつつあります。
- ナノテクノロジーは、県内に立地する多くの産業分野で活用が期待されている基盤技術であり、この分野の産学連携を強化することは、新しい価値を創造する研究開発や地域企業の技術の高度化につながります。
- こうしたことから、本市では、同地区に「ナノ・マイクロ産学官共同研究開発拠点」を計画し、経済成長の原動力となる新産業・新製品の創出を図る予定です。

新川崎・創造のもり地区における産学官共同研究拠点形成のイメージ

新川崎・創造のもり地区



新たな産業が次々と創出される
創造のもり地区の実現

我が国経済を牽引し、経済成長の原動力となる新たな産業を創出

この要望文の担当課／総合企画局創造のもり・大学連携担当 TEL 044-200-3712

特別支援学校の整備について

要望事項

- 1 特別支援学校過大規模化が進行する川崎南部地域において、特別支援学校の設置義務者である県において、新たな特別支援学校の設置を要望する。
- 2 市立田島養護学校の再編整備において、十分な財政措置を要望する。
- 3 市立田島養護学校の再編整備において、管理職及び養護教諭の複数配置を要望する。

要望の背景

近年、特別な支援を必要とする児童生徒の増加や、障害の重度・重複化、多様化する状況にあります。

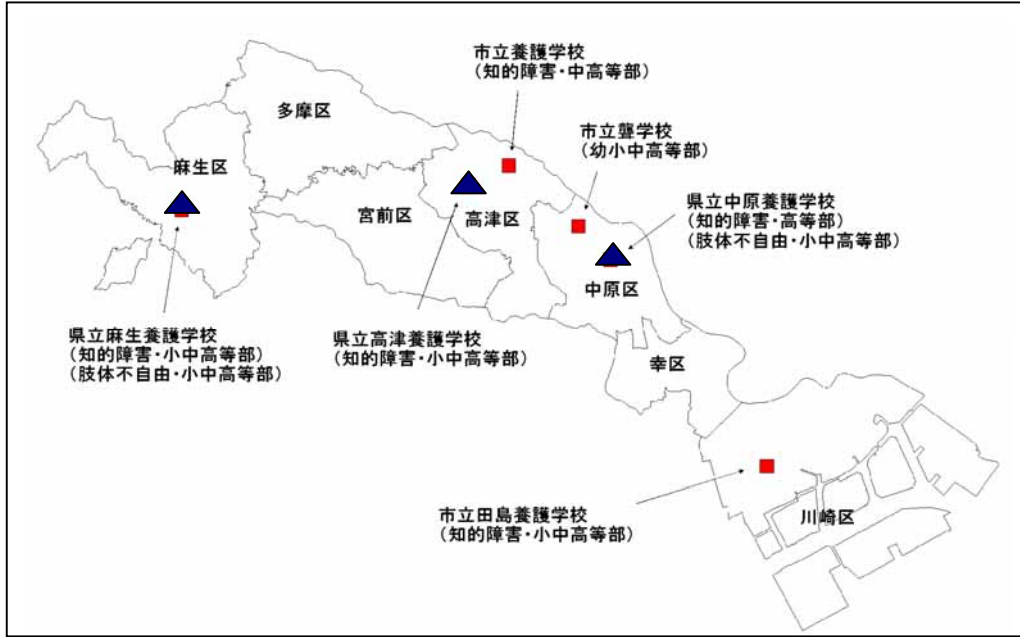
特別支援学校の設置義務は、県にあります。(学校教育法第80条)

県の「新たな養護学校再編整備検討協議会(報告)」では、川崎南部地域においては、養護学校過大規模化の進行が予想されることから、新たな養護学校を設置することが必要であると提言されています。

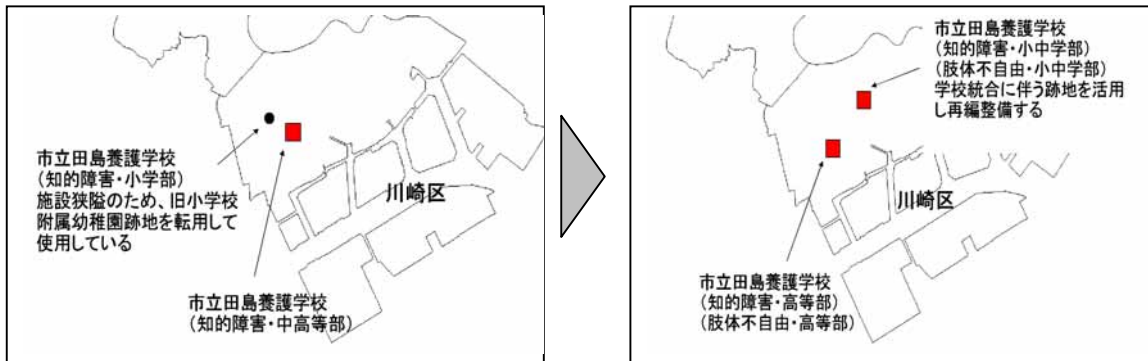
本来、県が特別支援学校を設置し、特別な支援を必要とする児童生徒の増加等に対応すべきですが、市立田島養護学校での児童生徒の増加や、障害の重度・重複化、多様化への対応が喫緊の課題であることから、本市独自に、市立田島養護学校の校地・校舎の拡張を図り、知肢併置特別支援学校として、平成26年度の供用開始を目指し再編整備を進めています。

再編整備においては、高等部を本校、小中学部を分校とする方向で検討しており、2校の場所も離れ、肢体不自由教育部門を新たに設置することから、管理職の4名配置(本校:校長・教頭 分校:副校長・教頭)と養護教諭の4名配置(本校2名 分校2名)が学校運営上求められます。

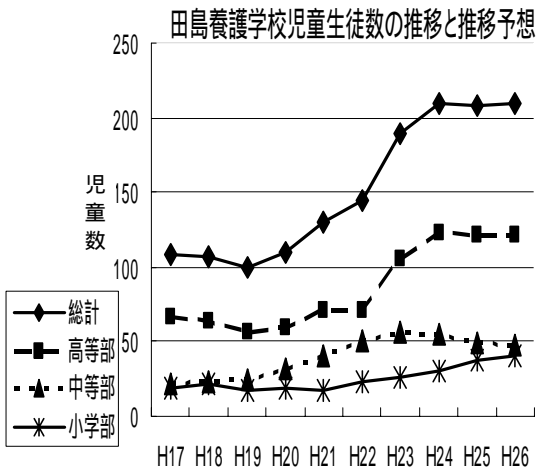
< 川崎市の特別支援学校の配置図 >



< 田島養護学校再編整備後の配置図 >



< 田島養護学校の児童生徒数の推移予想と整備計画 >



	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
市立田島養護学校				校舎等整備工事		知識併置 特別支援学校 高等部
東桜本小学校跡地	基本構想	基本・実施設計		校舎等整備工事		知識併置 特別支援学校 小中学部
				●生徒増加に対応した整備 (現職解消) ●障害の重症・重症化に対応した整備 (知識併置特別支援学校の表現)		
				●特別支援学校に対応した整備 ●児童・生徒増加に対応した整備 ●地域及び1F+等に配慮した整備		

この要望文の担当課 / 教育委員会 教育環境整備推進室 TEL044-200-3057
 学校教育部 指導課 TEL044-200-2549

社会福祉施設等の整備に関する 県有財産の貸付制度の創設について

要望事項

喫緊の課題である保育所や特別養護老人ホーム等の社会福祉施設の整備を促進するため、県有財産の貸付制度を創設されるよう要望する。

なお、制度の創設に当たっては、厳しい財政状況下で住民福祉の増進に向けて対応する必要があるといった事情や「神奈川県普通財産及び物品の交換、出資、無償譲渡、無償貸付け等に関する条例」第5条の趣旨を踏まえ、十分な配慮がなされるよう要望する。

要望の背景

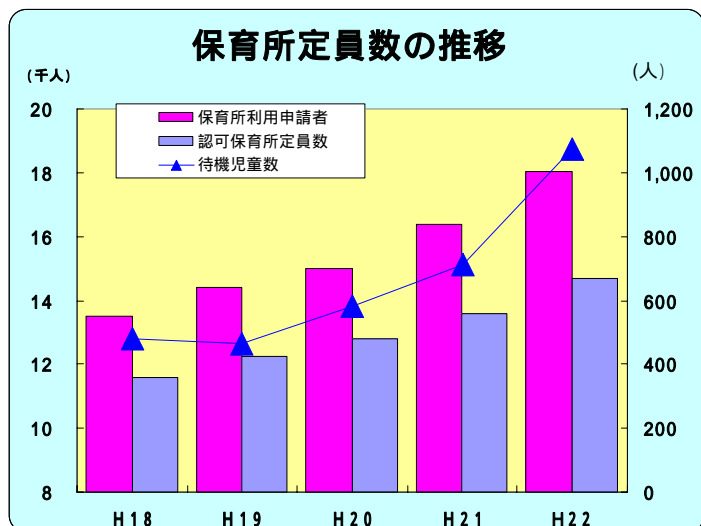
首都圏では、就労環境の変化などから、保育受入枠の拡充をはじめとした子育て支援の充実が求められています。また、高齢化の進展に伴い、特別養護老人ホームなど高齢者の多様な居住環境の整備が重要な取組課題となっています。

本市では、こうした状況を踏まえ、市有地を活用するなど、多様な手法により、保育所や特別養護老人ホーム等の社会福祉施設の整備を推進してきました。

着実な施設整備に向けては、一定の敷地面積を備えた低廉で活用できる用地等の確保が課題となっていることから、これまでの取組に加え、国有財産等の活用に向けた協議や民有地等の公募による事業推進、定期借地による一定期間の対応など、新たな手法による用地等の確保策の検討を現在進めているところです。

厳しい財政状況下にあっても、保育所や特別養護老人ホームをはじめとする社会福祉施設整備等の増大する需要に的確に対応するため、計画的かつ着実な整備が推進されるよう、安定的な用地の確保に向けたさらなる取組が必要となっています。

市内の保育所及び特別養護老人ホームの利用状況



平成 19 年以降、「保育緊急 5 か年計画」、「保育緊急 5 か年計画(改訂版)」により保育所の整備を進めてきましたが、平成 22 年 4 月の待機児童数は 1,076 人と初めて 1,000 人を超えました。そのため、平成 23 年からの 3 年間で認可保育所の受入枠を 4,000 人拡充することとしました。

保育所の市有地の貸与による整備状況 (平成 19~23 年度)

年度	整備施設名	定員数	地域
H19 年度	どりーむ保育園	120 人	幸 区
H20 年度	あすいく保育園	120 人	川崎区
H20 年度	すこやか高津保育園	120 人	高津区
H21 年度	たんぼぼのはら保育園	90 人	中原区
H22 年度	ももの里保育園	120 人	中原区
H23 年度	飯)ふくじゅ保育園	120 人	幸 区

保育所の基本的な施設規模

【定員 60 人の場合】

建築面積 約 200 m²

園庭 約 200 m²

その他 約 100 m²

合計 約 500 m²

定員は最低 60 人以上が整備条件

特別養護老人ホーム整備プラン (平成 20 年 11 月策定) に基づく整備計画

計画整備施設・床数： 17 施設 / 1,225 床数 (平成 20~25 年度)

特別養護老人ホーム市有地の貸与による整備状況 (平成 20~25 年度)

年度	施設数	整備床数	敷地(貸付)面積	整備地区
H20 年度	1 施設	29 床	1,947.90 m ²	鷺沼
H21 年度				
H22 年度	3 施設	86 床	4,677.19 m ²	上平間、西菅、下小田中
H23 年度	4 施設	約 329 床	7,758.04 m ²	東小倉、宿河原西、南幸町、小向仲野町
H24 年度	1 施設	約 150 床	約 5,000 m ²	河原町
H25 年度	2 施設	約 159 床	約 8,000 m ²	白山、虹ヶ丘
合計(予定)	11 施設	約 753 床	約 27,383.13 m ² (1 施設あたりの敷地面積 2,489.38 m ²)	

特別養護老人ホームの平均的な施設規模 (平成 20 年度以降整備分・短期入所生活介護含む)

大規模 整備床数：119.5 床 / 延床面積：4,385.57 m² (1 人あたり 36.70 m²程度)

小規模 整備床数：34.8 床 / 延床面積：1,842.30 m² (1 人あたり 53.02 m²程度)

この要望書の担当課 / 市民・こども局こども本部保育所整備推進室 TEL044-200-3414
健康福祉局総務部企画課 TEL044-200-2622
総合企画局都市経営部企画調整課 TEL044-200-2037

県単独補助事業における補助基準の 格差是正等について

要望事項

- 1 補助率等の取扱いに格差があるものについては、県税負担の実態を踏まえ、早急に格差是正に取り組むよう要望する。
- 2 事業の役割と重要性及び事業開始の経緯を勘案の上、補助率を復元するよう要望する。
- 3 県単独市町村補助金の見直しについては、補助対象事業の拡大など使い易さの拡充のほか、県内市町村の補助金額に不均衡が生じないように要望する。

要望の背景

県単独補助事業の中に、政令指定都市とその他の市町村との間で補助率等の取扱いについて、格差が設けられているものがありますことは、たいへん憂慮すべきことと考えています。川崎市民が他の市町村の県民と同様の県税負担をしている実態を考慮しますと、このことに対し市民の理解を得るのは容易なことではありません。

政令指定都市は、府県の広域行政としての役割の一部を担う一方で十分な財源措置はなされていません。

県単独補助事業の見直しによる補助率の引き下げは、事業を行う本市の財政を圧迫し、事業の執行に多大な影響を与えるとともに、ひいては市民サービスの低下を招くものです。

平成22年8月19日、県単独市町村補助金の見直しに向けた基本的な考え方（案）が示されています。

【県単独補助事業における補助率の格差】

名 称	格差の内容	当初補助率
ひとり親家庭等医療費助成事業補助金	【 補 助 率 】 政令指定都市 1 / 3 一 般 市 1 / 2	【 補 助 率 】 政令指定都市 1 / 2 一 般 市 1 / 2
小児医療費助成事業補助金	【 補 助 率 】 政令指定都市 1 / 4 一 般 市 1 / 3	【 補 助 率 】 政令指定都市 1 / 2 一 般 市 1 / 2
重度障害者医療費給付補助事業補助金	【 補 助 率 】 政令指定都市 1 / 3 一 般 市 1 / 2	【 補 助 率 】 政令指定都市 100% 一 般 市 100%
外国籍県民高齢者・障害者等福祉給付金助成事業補助金	【 補 助 率 】 政令指定都市 対象外 一 般 市 1 / 2	【 補 助 率 】 政令指定都市 対象外 一 般 市 1 / 2

【市町村振興メニュー事業補助金における補助対象の格差】

15メニューのうち次の6メニューは政令指定都市補助対象外
 地域福祉施設 地域保健施設 道路施設 河川施設
 自転車等駐車場 バリアフリー対策事業

この要望文の担当課 / 財政局財政部資金課 TEL 044-200-2434

法人県民税及び法人事業税の超過課税について

要望事項

新たな法人県民税及び法人事業税に係る超過課税について、超過課税の市域内税収額を踏まえ、適切に配分されるよう要望する。

要望の背景・概要

県では、大都市特有の財政需要に応えるため、法人の県民税及び事業税について超過課税を平成22年11月1日から平成27年10月31日までの間に終了する各事業年度分について適用する。

新たな超過課税の活用目的については、政令市域を含めた、次に示す全県域において県土の均衡ある発展に資する道路を中心とした社会基盤の整備に活用するとされている。

(活用項目)

県土構造の骨格となる自動車専用道路網等の整備

・自動車専用道路網とその接続道路の整備

地域の交流・連携を支える幹線道路網等の整備

・幹線道路網の整備や交通のボトルネックの解消(渋滞の解消)等を図るための整備

安全・安心な道路環境の確保

・道路の安全性、快適性の確保や災害へ対応力強化のための整備

超過課税額及び政令市域内税収

(単位:百万円)

年度	神奈川県内税収	超過課税額及び政令市域内税収							
		川崎市内税収		横浜市内税収		相模原市内税収		政令市合計	
H20決算	19,975	3,655	18.4%	8,227	41.1%	973	4.8%	12,855	64.3%

各政令市内税収は、本市試算によるもの。

県土の均衡ある発展に資する道路を中心とした社会基盤整備事業

主な道路整備事業

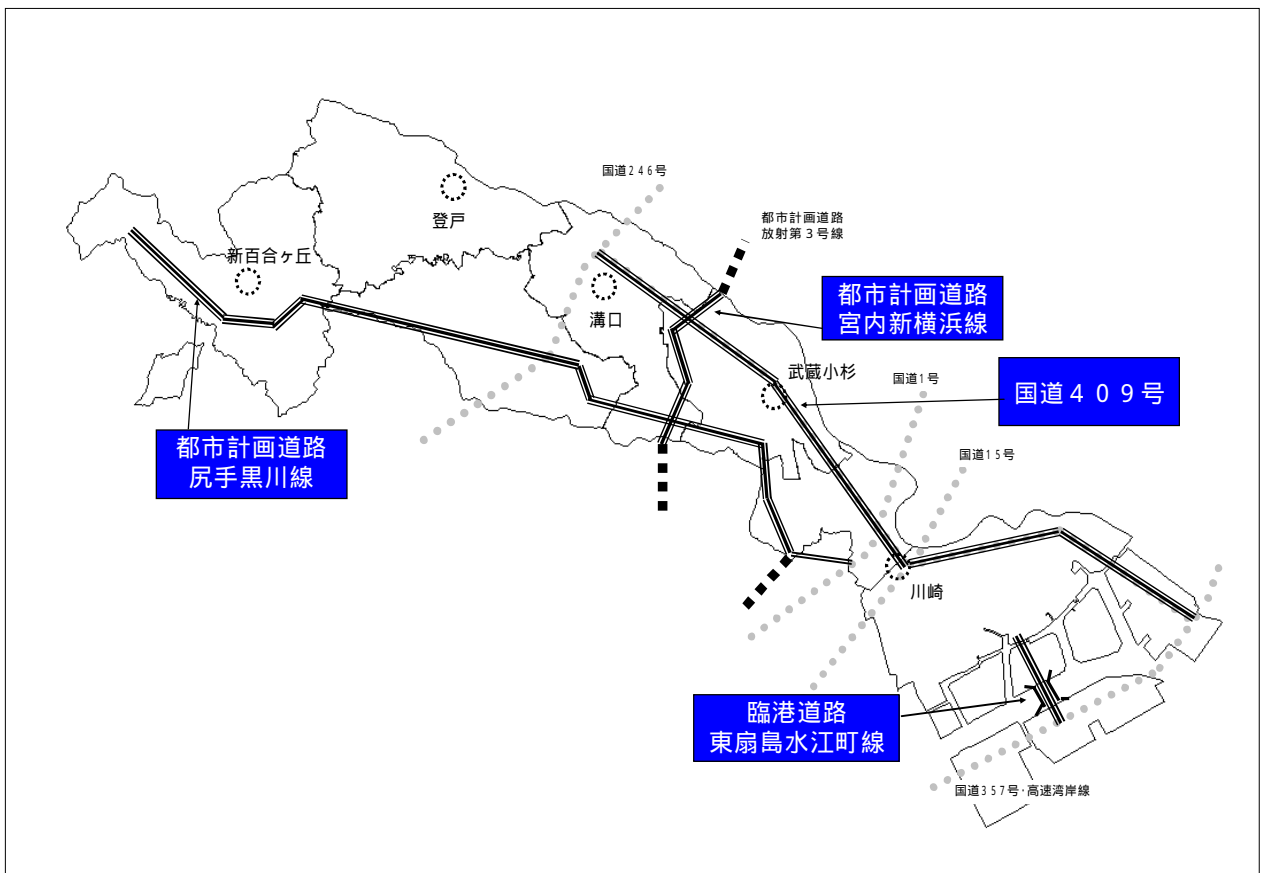
(単位:百万円)

路線名		H23	H24	H25	H26	H27
臨港道路 東扇島水江町線	事業費	8,500	10,148	14,458	9,853	8,175
	市負担額	2,833	3,383	4,819	3,284	2,725
都市計画道路 宮内新横浜線	事業費	1,281	1,407	1,717	2,028	1,935
	市負担額	576	633	773	913	871
都市計画道路 尻手黒川線(期)	事業費	404	420	410	749	572
	市負担額	182	189	184	337	257
国道409号	事業費	817	925	1,105	1,033	960
	市負担額	519	568	672	600	575
合計	事業費	11,002	12,900	17,690	13,663	11,642
	市負担額	4,110	4,773	6,448	5,134	4,428

事業費及び市負担額は見込額

市負担額、事業費から国庫支出金を控除した額

道路路線図



この要望文の担当課 / 財政局財政部資金課 TEL044-200-2187

県費補助に関する要望

五反田川放水路整備事業について

要望事項

本事業は大規模工事であり、事業が完成するまで長期間を要することから、計画的な事業執行を図るために必要な財政措置を要望する。

要望の背景

本市では、河川の治水対策を推進するため、緊急かつ重点的対策として、時間雨量50mmに対応できるよう、環境にも配慮しながら河川改修に取り組んでいます。

近年の都市化の進展及び地球温暖化により局地的な集中豪雨が頻繁に発生しており、都市型水害が深刻となっています。特に洪水時、麻生区細山地内から二ヶ領本川までの約4.8kmを約20分で流下する高低差の著しい五反田川は、下流部及び二ヶ領本川との合流部で急激な水位上昇により、度重なる水害を繰り返してきました。

五反田川下流の二ヶ領本川は高度に都市化された地域を貫流しており、河道拡幅や掘削による河道改修が困難な状況となっているため、五反田川の洪水を直接多摩川に放流する五反田川放水路を計画し、事業に着手しました。

要望額

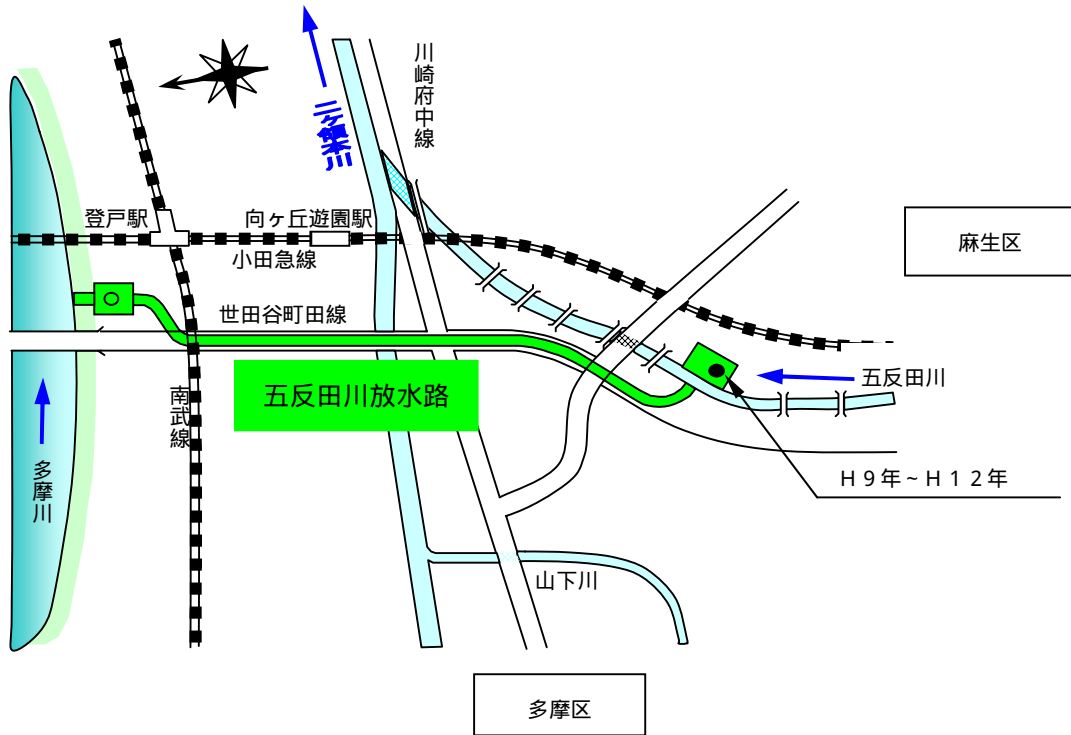
総事業費 約207億円（県費 約63億円）

H23年度事業費 約11.4億円（県費 約3.4億円）

効果等

放水路下流域の五反田川および二ヶ領本川は、現況断面で将来計画である時間雨量90mm対応となることで、面積約228ha、4,729戸の浸水被害が解消されます。

五反田川放水路整備事業の概要



計画区間 川崎市多摩区生田8丁目～川崎市多摩区登戸新町

計画区間 平成4年度～平成29年度

総事業費 約207億円

事業の概要 延長2,157m

(うち地下トンネル2,025m、函体15m、樋門37m、堤外水路80m)

計画高水流量 $150 \text{ m}^3 / \text{s}$

この要望文の担当課 / 建設緑政局道路河川整備部河川課 TEL 044 - 200 - 2905

地籍調査事業について

要望事項

平成23年度地籍調査事業閲覧工程実施地区及び一筆地調査実施地区について必要な財政措置を要望する。

要望の背景

昭和59年度から麻生区黒川地区より地籍調査事業を実施しております。麻生区の調査を概ね完了し、平成19年度からは多摩区の調査を実施しておりますが、進捗率は平成21年度末現在で全市面積の約9.06%となっており、全国平均の約48%（平成19年度現在）と比較しても、本市の実施状況は芳しくありません。地籍調査を実施することで境界が明確となり、土地利用の迅速化かつ円滑化が図られ、市民の土地利用の利便性が向上するといった効果がありますので、今後、事業推進を加速させる必要があります。

また、地籍調査事業は1調査地区を2か年で行っていますが、平成21及び22年度に財政措置額が大幅に減少したため、新規地区の事業規模を縮小せざるを得ないこととなり、事業進捗が大幅に遅れております。

要望額

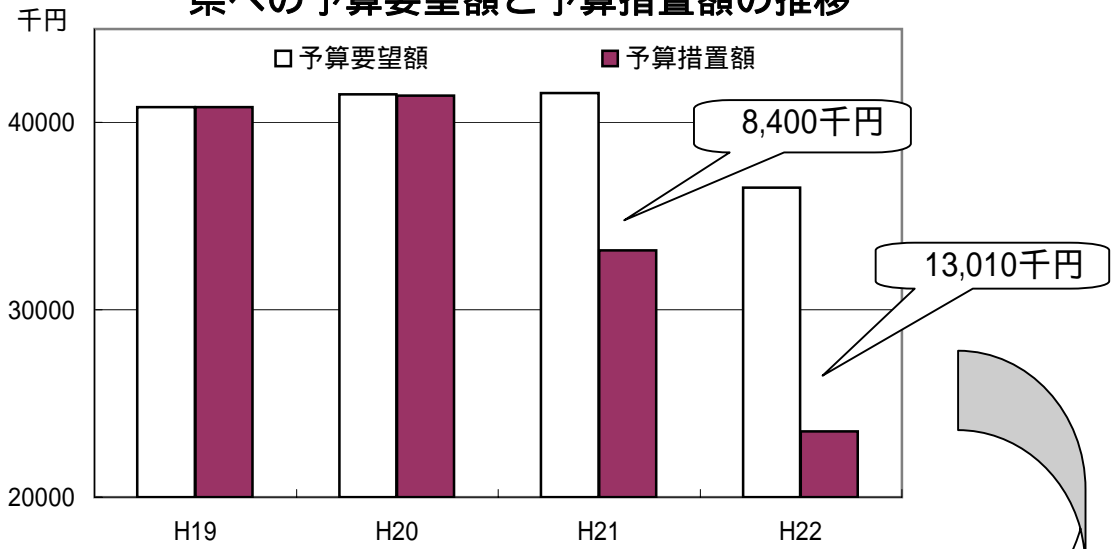
平成23年度事業費 27,280千円（県費6,820千円）

- ・ 閲覧工程実施地区（南生田2,4丁目、西生田2,3,4丁目、栗谷1丁目の各一部）
- ・ 一筆地調査実施地区（西生田2,3,5丁目、南生田1丁目、栗谷3丁目の各一部）

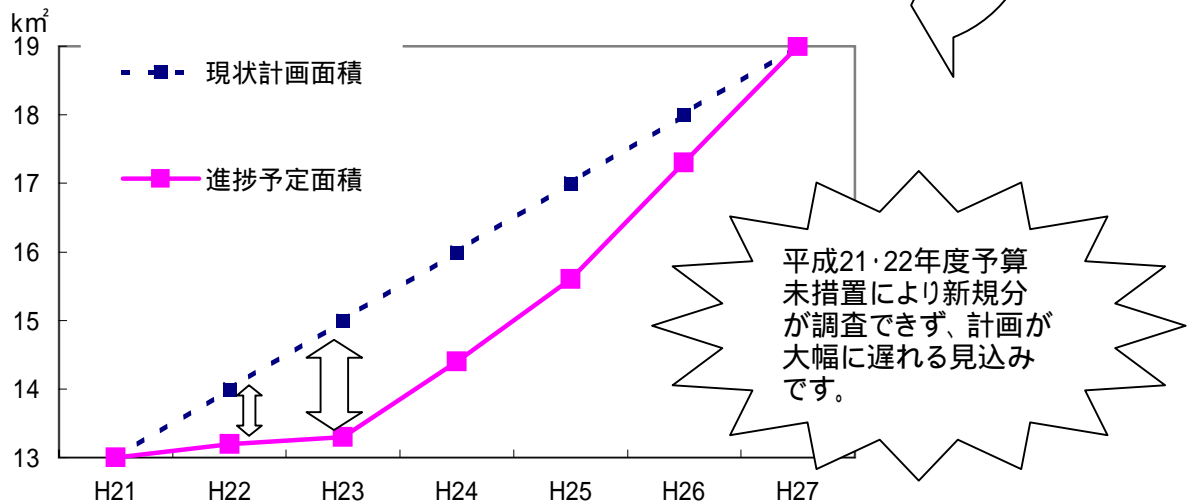
効果等

土地境界の復元の簡素化、土地取引の円滑化、公共事業に係る用地測量、事業計画設計の迅速化かつ円滑化、固定資産税の適正課税

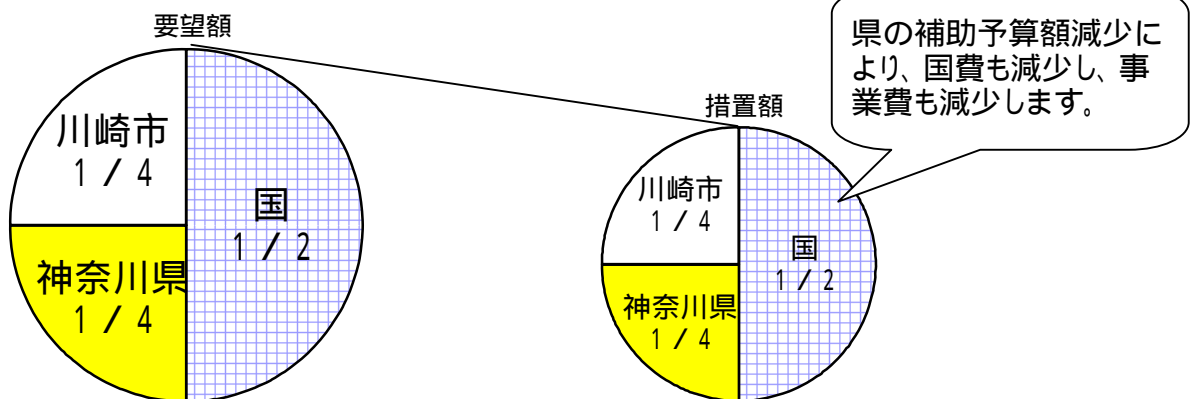
県への予算要望額と予算措置額の推移



現状計画と進捗予定(H22～)との比較



事業費の負担割合 (国土調査法より)



この要望文の担当課 / 建設緑政局道路管理部管理課 TEL 044 - 200 - 2852

緑地保全施策の推進に対する財政支援について

要望事項

緑地保全事業について必要な財政措置を要望する。

要望の背景

本市では、平成20年3月に緑の基本計画を改定し、市域の骨格を形成する多摩丘陵の保全に向けて新たな緑地保全目標（平成29年度までに272haの保全）を掲げております。しかしながら、市域の約88%が市街化区域であり、依然として、土地需要が旺盛であることや、相続時における土地利用転換などにより、市域の樹林地は減少傾向となっております。

県では、「神奈川力構想・基本構想」において、「環境に配慮した持続可能な社会」の政策課題とその施策展開として、都市と里山のみどりの保全と活用を掲げ、地域制緑地の指定、都市公園などの整備を進めるとなっております。

国による都市再生プロジェクト（第3次決定）でまとめられた「首都圏の都市環境インフラのグランドデザイン」では、保全すべき自然環境ゾーンが位置付けられ、本市では、「多摩丘陵ゾーン」と、「多摩川右岸崖線ゾーン」について、その保全、活用、育成に向けた様々な施策を講じることが望まれております。

本市が行う緑の保全は、多摩・三浦丘陵のみどりに関わる広域的な観点から、県の重要な政策課題の推進にも寄与しております。

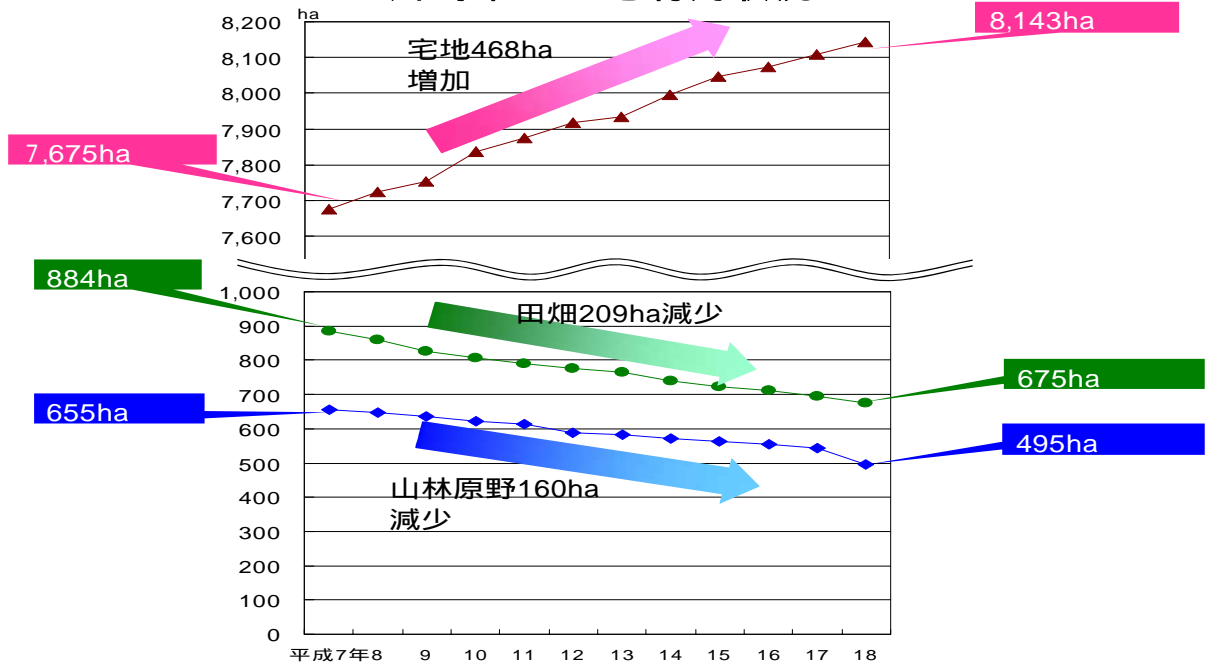
要望額

平成23年度事業費 約16.7億円（国費 約5.5億円）

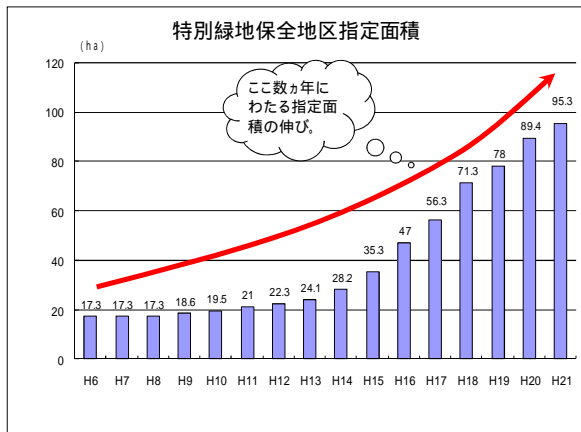
効果等

都市景観の向上、市域の緑のネットワーク形成、生物多様性の保全、地球温暖化の抑制、ヒートアイランド現象の緩和、緑地の持つレクリエーション効果による市民の健康向上など。

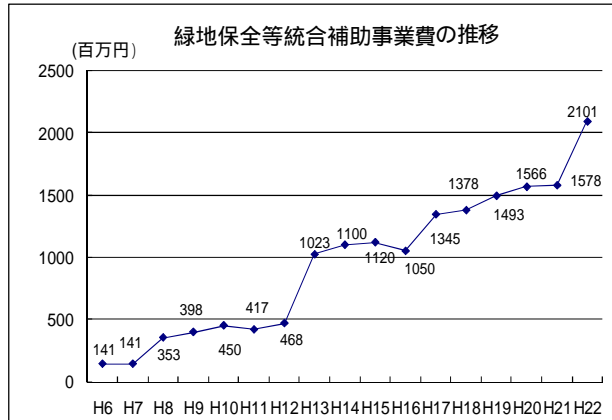
川崎市の土地利用状況



緑地保全の取組を着実に進める必要があります。



当初内示額 平成12年度までは、緑地保全事業
平成19年度、平成20年度については、緑地環境総合支援事業含む



法改正に伴い、従来の緑地保全地区は、平成16年度から全て特別緑地保全地区に移行

この要望文の担当課 / 建設緑政局緑政部緑政課 (緑地保全) TEL 044 - 200 - 2381

消防施設及び設備の整備について

要望事項

- 1 消防施設の整備について必要な財政措置を要望する。
- 2 消防車両等の整備について必要な財政措置を要望する。
- 3 消防・救急無線のデジタル化・広域化の整備について必要な財政措置を要望する。

要望の背景

本市では、社会情勢に適切に対応し、あらゆる災害から市民の生命、身体及び財産を守るという法（消防組織法）の趣旨のもと、災害時の拠点施設となる消防施設等の整備に努めるとともに、迅速な出動体制や的確な消防体制の整備を進め、さらなる消防力の充実・強化を図っています。

消防施設の整備については、施設の老朽化対策や耐震対策など消防署所の計画的な早期改修が求められており、適切な改修事業の推進が喫緊の課題とされています。

市内の災害対応にとどまらず、消防庁長官及び県知事からの市外への消防隊派遣要請に即応するために消防車両等の装備の充実強化を図っております。

消防・救急無線については、現行のアナログ方式が平成28年6月1日以降使用できなくなるため、消防庁の通知に基づき、県内自治体が共同して整備を進めております。

これらの整備には多額の費用が見込まれており、市の財政上、大きな負担となっている状況にあります。

要望額

平成23年度事業費

- | | | |
|--------------------|-----|----------------------------|
| ・ 消防施設等整備事業 | 事業費 | 約 8 億円 |
| ・ 消防車両等の整備事業 | 事業費 | 約 9.5 億円 |
| ・ 消防救急無線のデジタル化・広域化 | 事業費 | 約 5 百万円（H24以降総事業費約 1.7 億円） |

効果等

整備計画の前倒し及び拡充による大規模災害への対応力が早期に確立すること。

要 望 事 業 概 要

消防施設整備事業

区分		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	費用(概算)	
事業概要	幸消防署	改築 (本体工事等)	改築 (解体工事等)			5億円	
	臨港消防署	改築 (解体工事等)	改築 (本体工事等)	改築 (本体工事等)		13億円	
	出張所	栗木出張所			新設 (設計・本体工事等)	新設 (本体工事等)	4億円
		柿生出張所				改築 (設計・解体工事等)	
	合計(概算)		5億円	6億円	8億円	3億円	22億円

消防車両購入事業

区分		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
事業概要	消防自動車等	19台	21台	20台	9台
	救急車	4台	3台	5台	4台
	合計(概算)	7億円	7億円	9.5億円	5.5億円

消防・救急無線の広域化・共同化（デジタル化）に係る費用等

区分		平成21年度まで	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	費用(概算)
整備区分	共同整備分	基本設計		実施設計	整備工事			運用開始	3億円
	単独整備分	基本設計	実施設計		整備工事		運用開始		14.5億円
	合計(概算)	5百万円	4千万円	5百万円	17億円				17.5億円

この要望文の担当課 / 消防局総務部庶務課	TEL 044 - 223 - 2513
消防局総務部施設装備課	TEL 044 - 223 - 2553
消防局警防部指令課	TEL 044 - 223 - 2639

県の施策に関する要望

太陽光発電の導入促進について

要望事項

住宅用太陽光発電設備補助制度の拡充について要望する。

要望の背景

本市では、市単独で住宅用太陽光発電設備の補助制度を創設し、平成 18 年度から 20 年度の 3 年間で 400 件程度の太陽光発電設備を設置してまいりました。

平成 21 年度は、平成 20 年 1 月に県知事が発表した「クールネッサンス宣言」に基づき導入された、市町村と連携した県の太陽光発電設備の補助制度を活用することにより、1kW あたり 3.5 万円を上乗せし補助制度の拡充を図りましたが、平成 22 年度においては、県の補助金額が 1kW あたり 2 万円に減額されております。

国が平成 21 年 6 月に発表した中期目標における太陽光発電設備の導入量は、2005 年と比較して 20 倍という目標となっております。

本市におきましては、本年 10 月を目途に策定する「地球温暖化対策推進基本計画」において、「太陽エネルギー利用量を 2020 年までに 30 倍（2005 年度比）にする」という目標をたてるとともに、大規模太陽光発電所の設置など、太陽光発電等の導入促進のための施策を講じております。

要望額

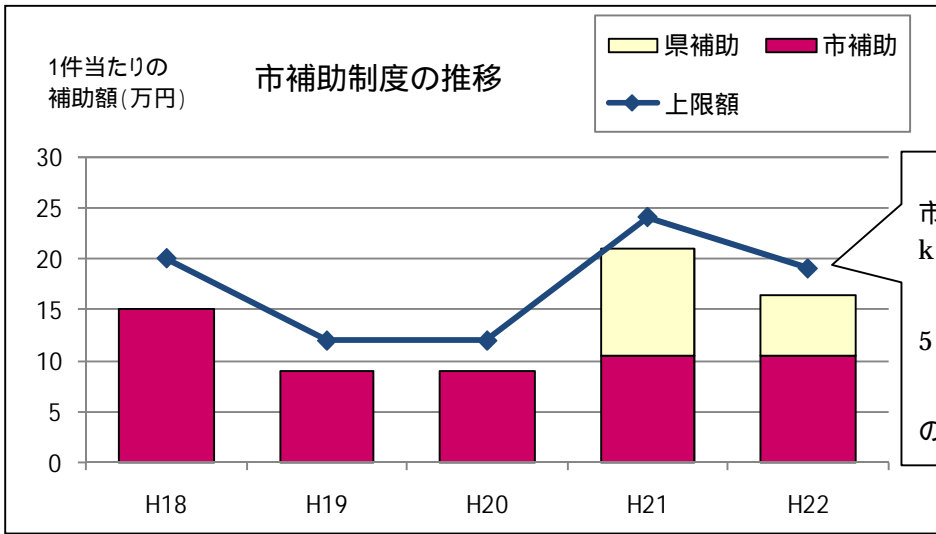
平成 23 年度事業費

・住宅用太陽光発電設備設置補助金 事業費 1.4 億円（県費 0.7 億円）

効果等

住宅用太陽光発電の普及の加速化

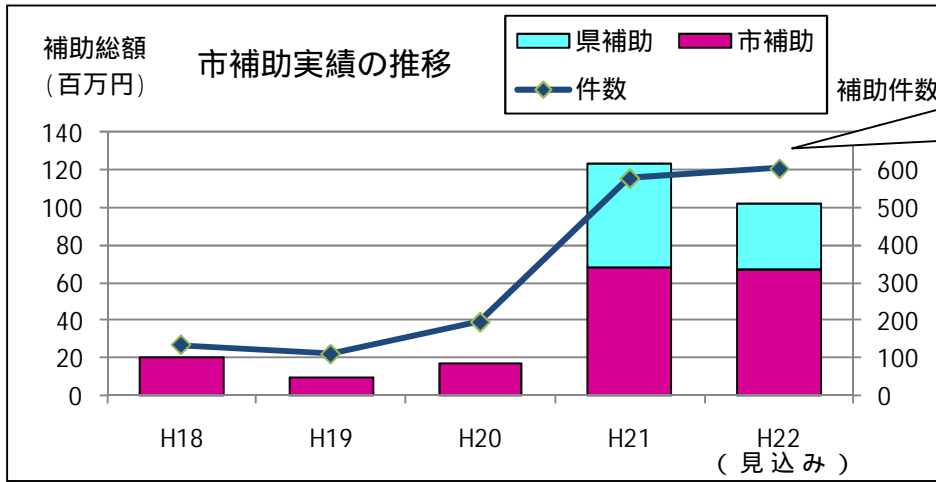
川崎市における住宅用太陽光発電補助制度



H21 から、県補助が開始、市補助と合わせて 7 万円 / kW (上限 24 万円)

H22 は、市補助と合わせて 5.5 万円 / kW (上限 19 万円)

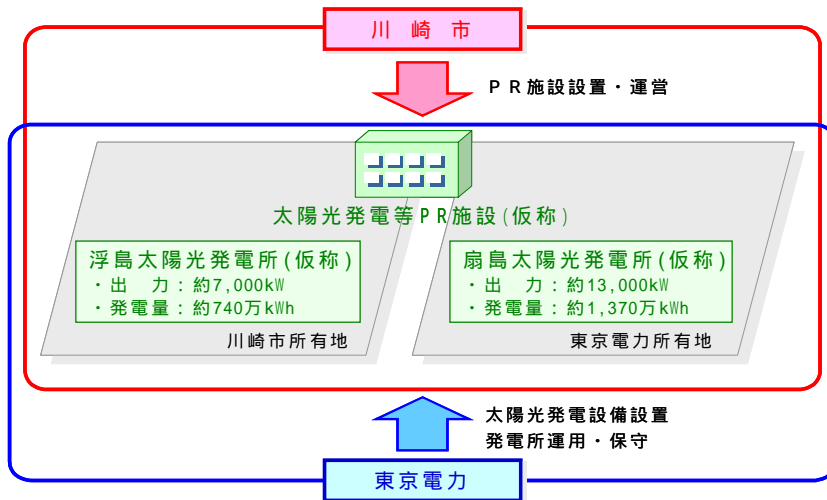
設置設備の平均出力 3kW の場合、16.5 万円の補助



H22.9 時点で約 470 件
最終的に約 600 件

川崎市臨海部における大規模太陽光発電所の設置計画

～ 約 2 万 kW の国内最大級のメガワットソーラー発電所を建設 ～



この要望文の担当課 / 環境局地球環境推進室 TEL 044 - 200 - 2508

川崎縦貫高速鉄道線などの 広域公共交通機関の整備について

要望事項

川崎縦貫高速鉄道線などの広域公共交通機関の整備について、積極的な支援、協力を要望する。

要望の背景

首都圏における交通の円滑な処理や都市機能の一層の向上、さらには、自動車交通への過度の依存から鉄道などへの転換促進のため、質の高い広域公共交通機関網の整備が必要となっています。

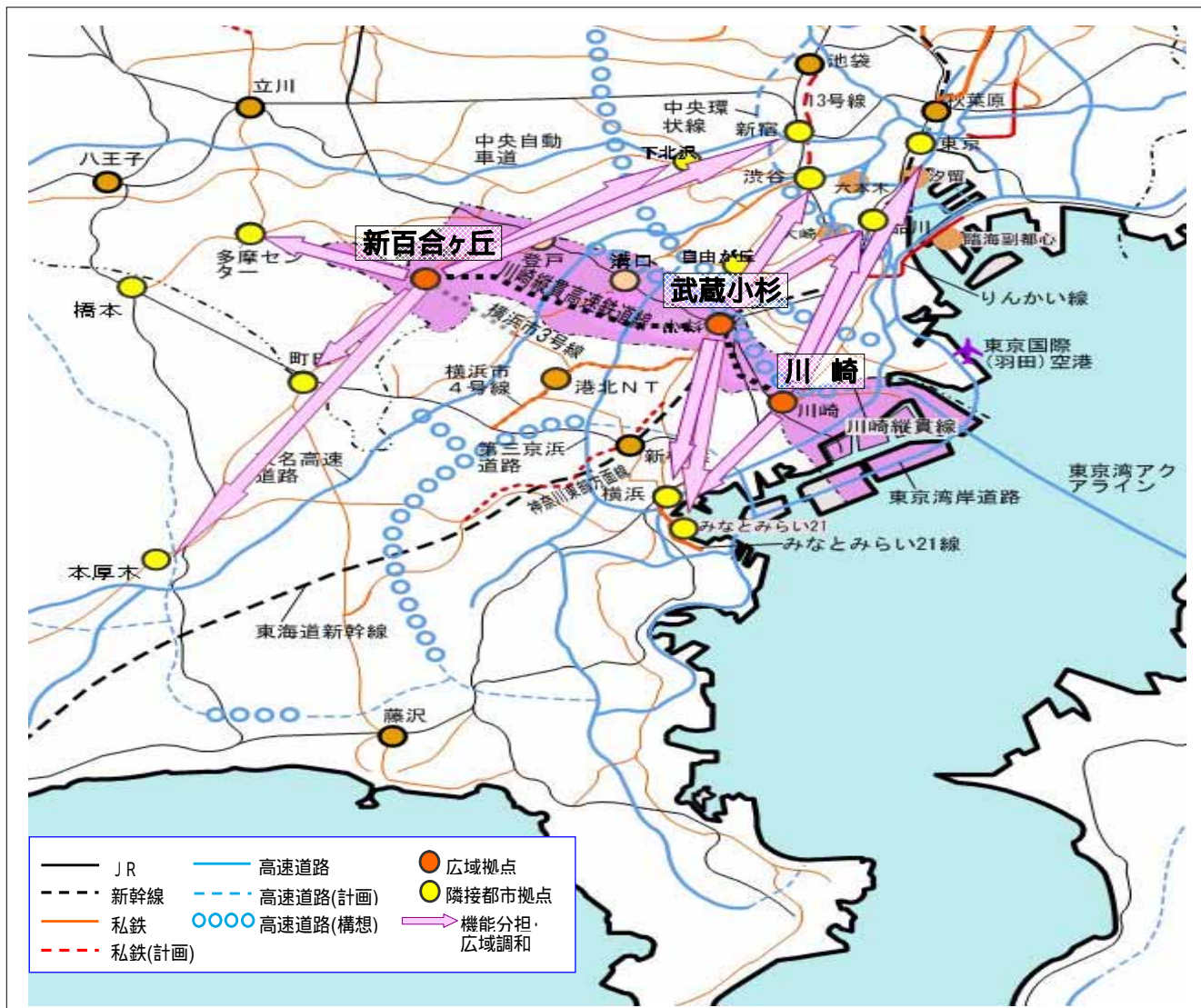
川崎縦貫高速鉄道線は、首都圏における広域鉄道ネットワークの形成や既存鉄道の混雑緩和など様々な整備効果が期待されています。

本市では、本市の首都圏における位置付けや役割等を踏まえ、市の交通ネットワークの構築に向け新たな総合交通体系の策定に取り組むとともに、川崎縦貫高速鉄道線整備事業については、「新技術による川崎縦貫鉄道整備推進検討委員会」を通じ、現計画の検証や新技術の導入検討等幅広い視点から事業推進に向けた検討を進めています。

効果等

川崎縦貫高速鉄道線などの広域公共交通機関の整備により、市内交通の円滑化や市民の利便性の向上とともに、首都圏、京浜津久井連携軸等における広域鉄道ネットワークの形成等都市機能の向上が図られます。

川崎縦貫高速鉄道線の位置づけ



新技術の導入に向けた取組

川崎縦貫高速鉄道線の事業推進に向けた取組

「環境先進都市かわさき」として
環境にやさしく、コスト削減にも資する新技術導入等の検討

「新技術による川崎縦貫鉄道整備推進検討委員会」の取組

リサイクル電池等を
活用した車両の
開発動向の把握

導入可能な
新技術の抽出と
効果、課題の整理

建設コスト
削減の方策検討など

川崎市内における県施設等の 活用について

要望事項

- 1 県立川崎図書館については、富士見周辺地区再編整備の進捗を踏まえ、市内での機能の存続が図られるよう要望する。
- 2 幸警察署旧庁舎や高等職業技術校など従来の利用形態に変更がみられる県施設や土地については、地域の実情を踏まえた有効活用が図られるよう十分な協議がなされるよう要望する。
- 3 旧サンライフ川崎跡地については、県及び本市で相互に貸借している財産の等価交換により全体的な整理が図られるよう要望する。
- 4 県立川崎南高校跡地については、汚染土壌の処理対策を早急に進めるとともに、同校跡地を含む小田栄西地区のまちづくりの円滑な推進への協力を要望する。
- 5 多摩川青少年サイクリングコースは、設置から約四十年が経過し、舗装や標識の老朽化も顕著化していることから、市への移管を見据えたサイクリングコースの改修等についての配慮がなされるよう要望する。

施設の現状等

	施設の名称等	現状、背景等
機能 存 続	県立川崎図書館 (1) 所在地 川崎区富士見2-1-4 (2) 敷地面積 1,252.9 m ²	県立川崎図書館が立地する富士見周辺地区は、現在、本市が富士見周辺地区整備基本計画に基づき再編の検討を進めている。この図書館は、科学・産業技術系、ビジネス支援等の蔵書が豊富な図書館として、市民や企業、研究開発機関から高い評価を得ていることから、引続き本市での機能存続をお願いしたい。
	多摩川青少年サイクリングコース (1) 所在地 川崎市多摩区布田 先～川崎市幸区古 市場先 (2) 敷地面積 73,221 m ²	サイクリングコースは、社会環境の変化や健康志向の高まり等により利用者が増大しているが、舗装や標識は老朽化している。所要の補修等を確実に実施した上で、本市へ移管していただきたい。
跡 地 利 用	幸警察署旧庁舎跡地 (1) 所在地 幸区都町 80 (2) 敷地面積 2,641.32 m ²	地域の実情や幸交通安全協会の移転を踏まえた有効活用が図られるよう御配慮いただきたい。
	川崎高等職業技術校跡地 (1) 所在地 中原区下小田中 5-9-1 (2) 敷地面積 13,785.05 m ²	県警察職員宿舎の整備構想については既に公表されているが、今後整備計画の策定にあたっては、以下の事項を踏まえるよう御配慮いただきたい。 また、事業着手までの間、地域住民による暫定利用について御配慮いただきたい。 <ol style="list-style-type: none"> 1 敷地内に、地域住民が集会所として利用できる場の確保に努めること。 2 敷地内に、法令に定められた基準を踏まえ、市民に親しまれる、できるだけ大きな地域開放型の公園整備に努めること。 3 建設計画や進捗状況の詳細等について、地域住民に対する情報提供に努めること。また、建設工事に伴う地域住民への影響に十分配慮すること。 4 近隣建物の日照に十分配慮した整備に努めること。
	川崎高等職業技術校京浜分校跡地 (1) 所在地 川崎区境町 11-23 (2) 敷地面積 3,782.51 m ²	地域の実情やニーズを踏まえた有効活用が図られるよう貸付等の活用方法の検討など御配慮いただきたい。
	かわさき健康づくりセンター (旧サンライフ川崎跡地) (1) 所在地 渡田新町 3-2-1 (2) 敷地面積 5,227.0 m ²	敷地の譲渡については、平成15年3月31日に締結した覚書に基づき、「川崎市が所有する土地との等価交換」に向け協議を行うとともに、譲渡までの間は無償貸付を延長していただきたい。
	県立川崎南高校跡地 (1) 所在地 川崎区小田栄2-3-1 (2) 敷地面積 31,556.64 m ²	地域住民の不安を取り除くため、跡地の汚染土壌の処理対策を早急に進めるとともに、跡地を含む小田栄西地区のまちづくりの円滑な推進に御協力いただきたい。

この要望文の担当課 / 総合企画局都市経営部広域企画課 TEL 044-200-2020

平成 23 年度
県の予算編成に対する要望書

平成 22 年 11 月発行

編集発行 川崎市財政局財政部資金課

川崎市川崎区宮本町 1 番地

電話 044(200)2434